
| | |
|--------|---|
| プロジェクト | グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応（当期税金） |
| 項目 | 第 90 回税効果会計専門委員会及び第 518 回企業会計基準委員会で聞かれた意見 |

本資料の目的

1. 本資料は、第 90 回税効果会計専門委員会（2024 年 1 月 22 日開催）及び第 518 回企業会計基準委員会（2024 年 1 月 23 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

第 90 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

（実務対応報告公開草案第 67 号について）

2. 10) の連結財務諸表における区分表示又は注記を求めるべきであるとするコメントへの対応について、国際的な会計基準との比較可能性よりも、他の法人税等と同様に区分表示又は注記を求めないこととの整合性を重視するという理由が明確になるよう記載の修文を検討していただきたい。
3. 19) の金融商品時価開示適用指針に対するコメント及び 24) 法人税等に関する注記に対するコメントへの対応案において、プロジェクトの範囲を超えるとの記載があるが、本実務対応報告を 3 月までに公表する必要があるため今回のプロジェクトの検討からは外すものの今後改めて検討するなどの表現を記載することはできないかご検討いただきたい。
4. 四半期財務諸表の注記に関する要件のうち、前期にグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上しているという要件については削除し、「本実務対応報告第 7 項を適用するときはその旨を注記する。」としてどうか。
5. 20) の(1)グローバル・ミニマム課税制度により納付する税金の会計処理について、損益として計上することを明確にする事務局のコメントへの対応（案）に賛成する。その上で、企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」第 5 項を参照する記載とはしない理由のコメント対応案への記載の要否をご検討いただきたい。

6. 年度の財務諸表において、初めて本実務対応報告を適用する場合に、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等に重要性がある場合には、企業の判断により追加情報に注記するか否かは、実務に判断が委ねられているかどうか確認したい。

(補足文書(案)について)

7. コメントへの対応(案)に記載の対応により、実務に資すると考えられる。

第518回企業会計基準委員会で聞かれた意見

(実務対応報告公開草案第67号について)

8. 10)の連結財務諸表における区分表示又は注記を求めるべきであるとするコメントへの対応について、見積りに関する不確実性が通常の法人税等と比較して高いため、区分表示又は注記を求めるということも考えられる。
9. 10)の連結財務諸表における区分表示又は注記を求めるべきであるとするコメントへの対応について、財務諸表の他の箇所で表示又は注記される情報により、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等について入手可能な情報があると考えられる。このため、これらの情報を踏まえた検討を行っていただきたい。

以 上